慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	漢代の非官営論
Sub Title	
Author	田中, 萃一郎
Publisher	三田学会
Publication year	1909
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.2, No.5 (1909. 12) ,p.427(1)- 443(17)
JaLC DOI	10.14991/001.19091200-0001
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19091200-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

廣告主へ御注文の節は三田學會雜誌廣告に依る旨御附記を望む

印刷

活版　凸版　寫眞版　電氣活字鑄造

銅版　凹版　彫刻版　帳簿裝釘

石版

合資會社東京國文社

京橋區宗十郎町十五番地

電話新橋(三二〇五)(九一)番

三田學會雜誌　第二卷第五號

論說

漢代の非官營論

田中萃一郎

一

前後西東漢代四百有餘年間の英主の一人たる世宗孝武皇帝は西紀前八七年を以て崩御したが之に先て皇子弗陵を皇太子に立て、大將軍霍光、丞相車千秋、御史大夫桑弘羊等に少主の輔導を委託した。皇太子卽ち孝昭皇帝、卽位の時年僅に八歳であつたが爲め、政事は一に霍光の方寸より出でたのであるが、始元六年(西紀前八一年)に諫議大夫の杜延年から建議に出たので霍光はその言を納れ、詔書を下して丞相御史をして郡國より擧げた賢良文學の士に向て、民間の疾苦する所と敎化の要旨とを問はしめた。文學の答は皆鹽鐵、酒榷、均輸を以て民と利を爭ふことを非と

するの點に於て、卽ち官營を非とするに於て一致して居つた。桑弘羊は此れ國家の大業にして四夷を制する所以、邊を安んじ用を足すの本廢す可らずとて反駁したが、霍光は賢良文學の議に從て同年の七月に榷酤官を罷めた、卽ち酒の官營を罷めた。桓寬の選述に係る鹽鐵論は當時の討議を錄した者で、四庫全書簡明目錄には所論者食貨之政、而諸史皆列之儒家、蓋古之儒者、主於誦法先王以適實用、不必言心性而後謂之聞道也、と評して、子部の儒家の類に收めてある。要するに儒家の見地より立てた非官營論であるが、抑も當時の官營とは如何なるものであつたか。

二

西紀七九年のヴェズーヴの噴火に際して非命の最後を遂げたプリニウスも羅馬に輸入さるゝ鐵のうちで最も上等なのは支那から來るの (sericum ferrum) であると云ふてる。漢代に於ける製鐵業の進步して居つたことは以て推測せらるゝのである。で製鐵業と製鹽業とを官營にすることは春秋の世に齊の桓公の覇業を翼賛した管仲も既に一度試みたのである。次で漢代に入てから布衣に朐邴あり人君に吳王あり鹽鐵に由て或は富み或は强く、夙に官營論を生じたのである。貨殖傳に魯人俗儉嗇、而曹邴氏尤甚、以鐵冶起、富至巨萬、然家自父兄子孫約、俛有拾仰有取貰貸行賈偏郡國、鄒魯以其故多去文學而趨利者、以曹邴氏也、或曰以興富于臨朐、故曰朐邴とあるは朐邴のことで、吳王濞が海水を煮て鹽と爲し故を以て賦無くして國用益々饒かに、遂に七國と謀を合せて兵を擧ぐるに至つたことは名高い事實である。併し、鹽鐵官を置いたのは武帝の元狩四年(西紀前一一九年)のことで、初め、齊の大鬻鹽(一に大煮鹽)の東郭咸陽一に東郭偃)と南陽の大冶の孔僅との二人が各々產を致して千金を累ねた後、山海之利、廣澤之畜、天下之藏也、皆宜屬少府、陛下不私以屬大司農、以佐助百姓、願募民自給費、因縣官器煮鹽予用、以杜浮僞之路、と建議したので官より牢盆卽ち煮鹽の器を與へた、而して浮食豪民、好欲擅管山海之貨、以致富業、役利細民、故沮事議者、不可勝聽、と云ふ勢であつたから敢私鑄鐵器、煮鹽者、鈦左趾、沒入其器物、郡不出鐵者、置小鐵官、便屬在所縣、することゝした。かくて兩人を擧げて大農丞とし鹽鐵の事を管せしめ作官府除故鹽鐵家富者、爲吏、したのである。是は食貨志にも傳へられてることであるが東郭咸陽と孔僅との兩當業者が自己經營の事業を擧げて官營に移し以て益々私利を營まんとしたその事情は明白である。

時に秦の大夫の子桑の後裔で洛陽の一商人の子に桑弘羊と云ふ數理に長けた人物があつた、籌算を用ゐず心計に巧であつたと云ひ傳へられてる。年十三にして侍中となり元鼎二年(西紀前一一五年)に孔僅の大農令に擧げらるゝや大農中丞と爲り次で治粟都尉と爲つて大農を領し孔僅に代つて天下の鹽鐵を管することとなつた。桑弘羊は茲に於てか均輸の議を立て商業をも政府の手で營むことにしたのである。と云ふと奇怪なことだと思ふ人もあらうが驚く勿かれ鐵道國有に元を加ければその加け樣で當時の均輸と擇ばぬことになり得るのである。史記の平準書には當時のことを叙して弘羊以諸官各自市、相與爭、物故騰躍、而天下賦輸或不償其僦費、乃請署大農部丞數十人、分部主郡國、各往往縣置均輸、令遠方各以其物貴時商賈所轉販者爲賦相灌輸、置平準于京師、都受天下委輸、召工官治車諸器皆仰給大農、大農之諸官盡籠天下之貨物、貴卽賣之、賤卽買之、如此富商大賈無所牟大利、則反本而萬物不得騰踊、故抑天下物名曰平準、天子以爲然許之、於是天子北至朔方、東到太山、巡海上、並北邊以歸、所過賞賜、用帛百餘萬匹、錢金以巨萬計、皆取足大農、と見ゆる。桑弘羊は乃ちこの功績を以て元封元年(西紀前一一〇年)に左庶長の爵を賜つたのである。

次で天漢三年(西紀前九八年)の二月に初榷酒酤と武帝紀に見えてるが、當時勿論桑弘羊が大司農であつたから必ずやその建議に基いたのであらう。應劭は縣官自酤榷賣酒、小民不得復酤也と註し、韋昭は榷、謂禁民酤釀、獨官開置、如道路設木爲榷、獨取利也、爾雅謂之石杜、今之略彴是也、禁閉其事、悉利入官、而下無由以得、有若渡水之榷、因立名焉と註す、是れ卽ち現に露國に行はるゝウオツカ專賣と異るとがないのである。平準書に咸陽と僅と弘羊とを併せ評して三人言利、事析秋毫矣とあるが、殊に桑弘羊は理財の才に長けた政治家であつたのである。但し御史大夫に任ぜられてから八年の後、卽ち鹽鐵論のあつた翌年、元鳳元年(西紀前八〇年)のことであつた、國家の爲に榷筦の利を興せることを自負し、其功に伐りて子弟の爲に官を得んとして能はず、爲に寵光を怨望し左將軍安陽侯上官桀の謀反に與り事覺れて族誅せられた。本書に余結髮束脩、年十三幸得宿衛。給事輦轂之下、以至卿大夫之位、獲祿受賜六十有餘年矣とあるからその死するや八十歲に近かつたであらう。

桑弘羊並に丞相車千秋に反對して熱心に非官營論を唱へたのは何人であつたか。桓寛は汝南の朱子伯より傳聞せりとて當時豪俊並び進み、四方輻輳したりき賢良には茂陵の唐生、文學には魯の萬生の倫ひ、六十餘人、咸な闕廷に聚まりて六藝の諷を舒べ、太平の原を論じたり。知者は其慮を贊し仁者は其施を明にし勇者は其斷を見はし辯者は其詞を陳し、闇々焉たり侃々焉たりき。未だ詳に備ふることは能はずと雖も斯に略ぼ觀る可し矣と云ひ、更に又中山の劉子雍は王道を言ひ、當世を矯めて諸を正に復す、務めて本に反るに在り、直にして徼へず切にして燦せず、紙々然たりき、斯れ弘博の君子と謂つ可し矣。九江の祝生は由路の意を奮ひ史魚の節を推す、憤懣を發して公卿を刺譏すること介然として直にして撓げず強禦を畏れずと謂つ可し矣と云ふてる。本書に註を加へた明の張之象の序文に見ゆる通り、唐祝、萬劉諸生は何れも孔孟の徒らしくその所論を讀む時は殊にしかく感ぜらるゝのである。

桑弘羊の匈奴に備ふるの經費を調達するが爲官營事業の必要なるを說くや文學の答へは古者貴以德而賤用兵孔子曰遠人不服則修文德以來之既來之則安之、今

廢道德而任兵革興師而伐之屯戍而備之暴兵露師以支久長轉輸糧食無已使邊境之士饑寒於外百姓勞苦於內立鹽鐵始張利官以給之非長策也故以罷之爲便也と云ふので、要するに仁義を以て國を治め先王の敎を以て天下を平げんとするのである。而して經濟上には農本主義を執り衣食者民之本稼穡者民之務也二者修則國富而民安也と唱へ、理民之道在於節用尙本分土井田而已と斷じて憚らぬのである。隨て商工業は之を蔑視して國有沃野之饒而民不足於食者工商盛而本業荒也と云ひ又商所以通鬱滯工所以備器械非治國之本務也と云ひ、商工業の官營を排斥せんとするのである。孟子の所謂上下交征利而國危矣の意を敷衍せるもので、郡國民と與に利を爭ふ時は敦厚の樸を散じ貪鄙の化を成し百姓の本に就く者寡く末に趨く者衆を致す可しとて官營の害を主張して居る。その荆揚南有桂林之饒內有江湖之利左陵陽之金右蜀漢之材伐木而樹穀燔萊而播粟火耕而水耨地廣而饒材然後呰窳偷生好衣甘食雖白屋草廬歌謳鼓琴日給月單朝歌暮戚趙中山帶大河纂四通神衢當天下之蹊商賈錯於路諸侯交於道然民淫好末侈靡而不務本田疇不修男女矜飾家無斗筲鳴琴在室是以楚趙之民均貧而寡富宋衞韓梁好本稼穡編戶齊民無不家衍

人給、故利在自惜、不在勢居街衢、富在儉力趣時、不在歲司羽鳩也、と云ふは實に唯農あるを知てその他を解せざるの言である。更に古者采椽不斲茅屋不翦、衣布褐、飯土硎、鑄金爲鉏挺、埴爲器、工不造奇巧、世不寶不可衣食之物、各安其居、樂其俗、甘其食、便其器、是以遠方之物不交、而昆山之玉不至、今世俗壞而競於淫靡、女極纖微、工極技巧、雕素樸而尙珍怪、鑽山石而求金銀、沒深淵求珠璣、設機陷求犀象、張網羅求翡翠、求蠻貊之物、以眩中國徙功筰之貨、致之東海、交萬里之財、曠日費功、無益於用、是以褐衣匹婦勞罷力屈、而衣食不足也、故王者禁溢利、節漏費、溢利禁則反本、漏費節則民用給、是以生無乏資、死無轉尸也、と云ふに至ては唯一言是れ通商貿易を以て有無相通じ以て民人の福祉を增進することを欲せざる鎖國的保守的性癖を最も能く發露せしものなりと評し去る可きである。隨て古者市朝而無刀幣、各以其所有易無、抱布貿絲而已、後世卽有龜貝金錢刀布之幣、交施之也、幣數變而民滋々僞、とて貨幣を蛇蝎視し物々貿易の時代に謳歌して居るのである。

古今の比較の序でに賢良の擧げた詳細の比較談のうちより一二節を抄出して當時の社會的進步卽ち經濟的發展の一斑を示して見やう。その序言に宮室輿馬衣服器械、喪祭食飲、聲色玩好は人情の已む能はざる所なり、故に聖人之が制度を爲りて以つて之を坊げり間ろ士大夫權利を務め、禮義を怠るが故に百姓倣傚して頗ぶる制度を踰ゆとあり、扨衣服の變遷は如何かと云ふに、古は庶人は蓋老にして後ち絲を衣たり、その餘は則ち麻枲のみなりしが故に命じて布衣と云へりその後に及ては則ち裏を絲にして表を枲にして直領にして褘なく袍合して緣せざりき、夫れ羅紈文繡は人君后妃の服なり、繭紬縑練は婚姻の嘉飾なり、是れを以て文繪薄織市に粥らざりき、今や富者は縟繡羅紈し中者は素綿錦冰し常民にして后妃の服を被り、褻人にして婚姻の飾に居る、夫れ紈素の賈は縑に倍し縑の用は紈に倍ずとある。食物の變遷は如何かと云ふに古は庶人は糲食藜藿し鄉飲酒か膳臘祭祀に非れば酒肉なかりき、故に諸侯故無き時は牛羊を殺さず、大夫士故無き時は犬豕を殺さゞりき。今や閭巷縣伯阡陌にありて屠沽故無うして烹殺し野外に粟を負ふて往き肉を掣けて相聚る夫れ一豕の肉は中年の收にて十五斗の粟を得丁男半月の食に當るとある。住宅の變遷は如何かと云ふに、古は杜櫺の寢、牀廊の案なく其後世に及んでも庶人は卽ち采木の杠と葉華の櫺とを用ゐ士は斤成せず大夫は葦莞

するのみなりしに今や富者は幃幄を黼繡し塗屏錯跱し、中なる者は錦綺高張、采畫丹漆ずとある。又男女の關係に就ては古は夫婦の好、一男一女にして家室の道を成したり、後に及んで士は一妾、大夫は二、諸侯は姪姊九女あるのみなりしに今は諸侯は百數、卿大夫は十數、中なる者は侍御、富める者は室に盈つ、是を以て女は或は曠怨して時を失ひ、男は或は死に放るまで匹無しとあり、又官吏の風紀に就ては古は人君事を敬して下を愛し民を使ふに時を以てす、天子は天下を以て家と爲し臣妾各々其時を以て公職を共にす今や縣官多く奴婢を蓄ひ、座して衣食を稟り私に產業を作し姦利を爲す、力作盡きず縣官實を失ふ、百姓或は斗筲の儲無く、官奴百金を累ね、黎氏昏晨事を繹てず奴婢垂拱して遨遊すとある。蓋し一杯捲用百人之力、一屠風就萬人之功、其爲害亦多矣と云ふのは賢良の慨嘆の已む能はざる處であつた。

當時鐵は主に農具の原料として用ゐられたと見え、桑弘羊は今縣官鑄農器、使民務本、不營於末として主義として官營を辯護してるが賢良は之に對して農天下之大業也、錢器民之大用也、器用便利、則用力少而得作多、農夫樂事勸功、用不具、則田疇荒、穀不殖、用力鮮、功自半、器便與不便其功相什而倍也、縣官鼓鑄鐵器、大抵多爲大器、務應員、

程、不給民用、民用鈍弊、割草不痛、是以農夫作劇、得獲者少、百姓苦之矣と應へてる、官業の徒に形式の末にのみ趨て實用の本を忘るゝの傾あるは古今同一轍である。桑弘羊の卒徒工匠以縣官日作公事、財用饒、器用備、家人合會、徧於日而勤於用、鐵力不銷鍊、堅柔不和、故有司請總鹽鐵、一其用、平其賈、以便百姓公私、雖虞夏之爲治、不易於此と主張するや賢良は之に應へて官業を行はざりし以前は家人相一にして父子力を戮せて各々務めて善器を作り、民は相與に市買して各々欲する所を得しに今や縣官鐵器を作るに至りて苦惡多く、其原を總べ其價を一にし器に堅確なるもの多く善惡擇ぶ所なし、鹽鐵價貴ぶして百姓便ならず貧民は或は木耕手耨し土耰啖食す、鐵官は賣器の售れざるより或は頗ぶる民に賦すとて官業の缺點を數へ、古者千室之邑、百乘之家、陶冶工商、四民之求、足以相更、故農民不離畦畝而足乎田器、工人不斬伐而足乎陶冶、不耕田而足乎粟米、百姓各得其便而上無事焉、是以王者務本不作末、去炫燿、除雕瑑、泯民以禮、示民以樸、是以百姓務本不營於末と斷言してゐる。文學も亦鐵器者、農夫之死生也……縣官籠而一之、則鐵器失其宜、而農民失其便、器用不便、則農夫罷於野、而草萊不辟、草萊不辟則民困乏と唱へてその主意は勿論之を盡してるが

稍や說いて未だ詳ならざるの嫌がある。

官營のうち最も不都合なるは均輸である。桑弘羊は往者郡國諸侯、各以其物貢輸、往來煩雜、物多苦惡、不償其費、故郡置輸官、以相給運、而便遠方之貢、故曰均輸、開委府于京、以籠貨物、賤卽買、貴卽賣、是以縣官不失實、商賈無所牟利、故曰平準、則民不失職、均輸則齊勞逸、故平準均輸、所以平萬物、而便百姓、非開利孔爲民罪梯者也と辯じてるが、文學は之に對して古者之賦稅於民也、因其所有、責其所無、百姓賤賣貨物、以便上求、間者郡國或令民作布絮、吏留難與之爲市、吏之所入、非獨齊陶之縑、蜀漢之布也、亦民間之所爲耳、而行姦賣乎、農民重苦、女紅再稅、未見輸之均也、縣官猥發鬬門擅市、則萬物並收、萬物並收、則物騰躍、騰躍則商賈伴利自市、伴利自市、則吏容姦豪、而富商積貨儲物以待其急、輕賈姦吏、收賤以取貴、未見準之平也、蓋古之均輸、所以齊勞逸、而便貢輸、非以爲利而賈萬物也と論駁してる、張之象の註には文學賢良の反對ありしが爲、鹽鐵は之を廢せなんだが酒榷均輸は之を罷めたとある、均輸を罷めたと云ふのは判然せぬがその反對論の有力なりし事は爭はれぬ但し確かに廢止した酒榷反對の詳論を鹽鐵論のうちに見受けぬのは遺憾である。

四

以上が文學賢良の唱へた非官營論の要點であつて事實の上に於て官營の缺點を指摘したのが卽ちその取る可き點である。孟子は霸者之民、驩虞如也、王者之民、皞皞如也、殺之而不怨、利之而不庸、民日遷善、而不知爲之者、夫君子所過者化、所存者神、上下與天地同流、豈曰小補之哉と云ふて王道を推稱したが、非官營論の根柢に横はれる根本思想はこの王道にあるのであるから、隨て個人主義民主々義自由主義の發達した今日の非官營論と比較することは出來ぬ、ウイルヘルム、フオン、フムボルトは臣民の幸福を以て國家の目的なりとなせるは元來專制政治の發明せる眞理であると云ふた、實にその通りであつて漢代の文學賢良に個人主義の思想を期待するのは抑も無理な註文である。文學賢良の議論に於て最も多く缺陷の認む可きものあるはその徒に古を以て今を律せんとするが爲であつて桑弘羊の父沒する時は子、父の道を改めず今鹽鐵均輸、所從來久矣、而欲罷之、得無害先帝之功而妨聖主之德乎、有司倚於忠孝之路と辯ずるや文學は明者因時而變、知者隨世而制と答へたが、その時世の進歩を解せざるものあるより車丞相は文學は死せる渣滓の語を守

るものであると云ひ、世人有言、鄙儒不如都士、文學皆出山東、希涉大論子大夫論京師之日久、顧分明政治識之事故と嘲つたのである。桑弘羊が古者經井田制廬里丈夫治其田疇女子治其麻枲無曠地無游人故非工商不得食於利末非良農不得食於收獲非執政不得食於官餘今儒者釋耒耜而學不驗之語曠日彌久而無益於理往來浮游不耕而食不蠶而衣巧爲良民以奪農妨政此當世之所患也と論じたのは聊か政府が社會主義者を嫌惡せるとその情を等うしてゐるが、併し專政々府當局者の言としては無理のないところである。御史が夫衣小缺襟裂可以補而必待全匹而易之政小缺法令可以坊而必待雅頌乃治之是猶舍鄰之醫而求兪跗而後治病廢汙池之水待江海而後救火也と云ひて法律を以て治國の要道としたのは實際政治家の言として申分のなきところである。

但し文學賢良の議論のうち最も拙劣なるは排商工論で、之に對する桑弘羊の所說に就ては是非共一言せねばならぬ、卽ち管子云、國有沃野之饒而民不足於食者、器械不備也、有山海之貨而民不足於財者、商工不備也、隴蜀之丹漆旄羽荆揚之皮革骨象、江南之梅梓竹箭燕齊之魚鹽旃裘竟豫之漆絲絺紵、養生送死之具也、待商而通、待工而

成、故聖人作爲舟楫以通川谷、服牛駕馬以達陵陸、致遠窮深、所以交庶物而便百姓也、夫中國一端之縵得匈奴累金之物而損敵國之用、是以贏驢駃騠、衔尾入塞、騂騮騱騱、盡爲我畜、鼲貂狐貉、采旃文罽、充於內府、而璧玉珊瑚瑠璃咸爲國之寶、是則外國之物、內流而利不外泄也、異物內流則國用饒、利不外泄則民用給矣、とて外國貿易の利益を擧げ、宛周齊魯商徧天下、故乃賈之富或累萬金、追利乘羨之所致也、富國何必用本農、足民何必井田也、と斷じて居る、燕之琢薊、趙之邯鄲、魏之溫軹、韓之滎陽、齊之臨淄、楚之宛丘、鄭之陽翟、二周之三川、富冠海內、皆爲天下名都、非有助之耕其野而田其地者也、居五諸侯之衢、跨衝衢之路也、故物豐者、民衍宅近市者、家富、富在術數、不在勞身、利在勢居、不在力耕也と云ふものは商業の致富の要訣たることを說明するものである。一體當時の經濟社會は夙に貨幣經濟の域に向つて一歩を進めて居つたので、桑弘羊の言に據るに夏后以玄貝、周人以紫石、後世或金錢刀布、物極而衰、終始之運也とあるが、周には泉府の官あつて、景王(西紀前五四四年—五二〇年)の時には大錢を鑄たと云ふ。然るに桑弘羊はなほ文帝(西紀前一七九年—一五七年)之時、縱民得鑄錢冶鐵煮鹽、吳王壇鄣海澤、鄧

通專西山、山東奸猾咸聚吳國、奏雍漢蜀、因鄧氏、吳鄧錢布天下、故有鑄錢之禁、禁禦之法立而奸嫣息と云ふてる。吳王とは前にも製鹽業で富强を致したと云ふた濞で文帝五年(西紀前一七五年)の盜鑄令廢、正法が出た爲天下亡命の者を招致して豫章郡(今の浙江湖州府安吉州)の銅山を採掘して錢を鑄たのである、鄧通は蜀郡南安の人で蜀の嚴道の銅山(今の四川雅州府榮經縣)を文帝から賜はつて豪富となつた。而してその弊に堪へなんだが爲武帝の文封四年には縣官をして新錢を鑄させて盜鑄者を死罪に處するととし、且同時に禁苑の白鹿の皮を以て皮幣を造らしめた、これは一種の不換紙幣であつて北歐に中古の末まで行はれた皮幣とは聊かその發展史上の地位を異にし、元代鈔幣の元始的制度と認む可きである。御批通鑑輯覽には皮幣卽後世交會交鈔之所由昉と評してある。兎に角漢の武帝の當時の經濟程度は既に土地のみを以て唯一の生產の根底となした農業時代を脫却したのに、文學賢良がその事情を解することの出來なんだのは要するに徒に上代の黃金時代に憧憬して居つた儒敎者流の無識短見と云ふ可きである。

最後に鹽鐵論の翻刻本は伊東東涯が德山侯樓息堂毛利元次の囑託を受けて點校

けて點校したものである。寶永四年(西紀一七〇七年)附の侯の序文に夫鹽鐵之利、所以體百姓之急而此書亦詳述所以極百姓之急之術とある、余輩には侯の眞意は鹽鐵官營の利なるを是認するに在るが如く解せられてならぬのである。鐵器兵刃天下之大用也、非衆庶所宜事也、往者豪强大家得管山海之利、採鐵石鼓鑄、煮鹽、一家聚衆、或至千餘人、大抵盡收放流人民也、遠去鄉里、築墳墓、依倚大家、聚深山窮澤之中、成姦僞之業、遂朋黨之權、其輕爲亦非大矣と云ふが如き議論は最も君侯を動かし易い道理を含むものである。海陸軍の兵器は勿論政府の手でもつて鑄造され更に一歩を進めて製鐵所を設け鹽專賣を行ひ、交通の大機關たる鐵道の官有實行さても今日の日本を見たら桑弘羊は東海亦我を知るものありとて大に喜ぶとであらう。而して桑弘羊をして鹽鐵酒權均輸を實行せしめたは北方匈奴に備ふるが爲め軍備の不足を生じ之が缺乏を補はんとせるより起れる財政上の必要で漢代に官營の起つた原因は今日の日本と大差なしと云ふ可きである。